

日本演出者協会における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020年9月15日

日本演出者協会 理事長 流山児祥

日本演出者協会では、協会事業における新型コロナウイルス感染症対策としてのガイドラインを下記のように策定いたします。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものいたします。

※ 対面式のガイドラインは、以下のものを参考に作成しています。
緊急事態舞台芸術ネットワーク、全国公立文化施設協会、新国立劇場等のガイドライン。

対面式の感染防止のための基本的な考え方

事業実行委員は、会場の規模や様態を十分に踏まえ、施設管理者ともガイドラインの話し合いを行い、会場及びその周辺地域において、下記の三者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じること。

- ① 会場の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）
- ② セミナーを鑑賞するために会場に来場する者（以下「来場者」という。）
- ③ 出演者及びセミナー講師、育成演出家などの開催に携わるスタッフ（主催者を除く。以下「関係者」という。）

特に、

1 密閉空間(換気の悪い場所)、2 密集場所(多数が集まる密集場所)、3 密接場面（間近で会話や発声が行われる）という 3 つの条件が重なる場所(3/19 政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」)が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三密が重なる環境にならないように、感染対策に徹底して取り組むこと。

事業実行委員は、稽古場や劇場・ホール等における下記の特徴を踏まえて、以下の具体的な対策を講じていく。

- a) 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能。
- b) 開催中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されない。
- c) 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の規制入退場等も可能。

実行委員が講ずる具体的な対策

(1) 事前のワークショップ(稽古)における対応策

○関係者に関する感染防止策

- ・ 安全で円滑な運営に必要な最小限度の人数となるよう工夫する。
- ・ マスク着用や前後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・ 自宅で検温を行うこととし、**37.5℃**以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・ 健康を守ることを第一と考え、体調が優れないと感じた場合には、報告の上、自宅待機とする。
- ・ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、自宅待機とする。
- ・ 実行委員は全員の緊急連絡先や会場までの移動経路を把握する。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・ 仕込み、リハーサル、撤去において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。
- ・ 表現上困難な場合を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに十分な間隔を取るよう心がける。
- ・ 常時換気に努める。
- ・ 舞台上で触れる機器・小道具等、また舞台面の清掃・消毒・殺菌を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 食事をする場合はケータリング形式では行わない。また使い捨ての紙皿やコップを使用するか、個人でタンブラー等を用意するよう促す。
- ・ 関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(2) 開催日の来場者に関する感染防止策

< 開催前の対策 >

- ・ 事前に、来場者全員に対し、入場時に来場者カードへの記入又は電子データにて氏名、連絡先、座席番号等の登録をお願いする。来場者から感染者が発生した場合には、来場者の氏名及び緊急連絡先の保健所等の公的機関への提供や他の来場者への連絡が必要となるため。
- ・ 取得した名簿等の保管には、個人情報保護の観点から十分な対策を講じる。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知する。
- ・ 感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知をする。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い
- ・ 手指の消毒の徹底
- ・ フィジカルディスタンスの確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

37.5℃以上の発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

< 開催当日の対策 >

① 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて、入場制限を行う。
- ・ 会場内(会場入口、受付、ロビー 他)において、列を作る際などには可能な限り間隔を開けるよう案内し、人が密集しないよう努める。
- ・ 対面で受付を行う場合、マスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、来場者との間を遮蔽するよう努める。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
- ・ 差し入れなどは控えるよう呼び掛ける。
- ・ 開場の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。
なお、消毒液は当該場所に最適なものを用いるようにする(以下、消毒に関する記載において同じ。)
- ・ 手洗い、手指の消毒を励行する。
- ・ セミナーの前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。また、施設管理者と実行委員とで調整の上、定期的に適切な換気を行う。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

② 会場内の感染防止策

- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。
自由席の場合は、席と席の距離を取るなど、できる限り密集にならないよう心がける。
- ・ 座席の最前列席は舞台前、もしくは俳優の演技エリアから十分な距離を取る。また、感染予防に対応した座席での対策(家族等の一集団と他の集団との距離を確保した席配置、または距離を置くことと同等の効果の有する措置を講ずる等)に努める。
- ・ 客席では、マスクを着用し、自席で会話をしないよう周知する。
- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ・ 場内における会話は控えていただくよう周知する。
- ・ 座席のひじ掛けの使用は、左右いずれかに統一するよう要請する。

- ・ 来場者と接触するような演出は行わない。
 - ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。
- ③ 休憩時のロビー、休憩スペース
- ・ 常時換気に努める。
 - ・ 対面での飲食や会話を回避するよう場内に表示や放送等により促す。
 - ・ 開場時、休憩時間、終演後に、人が滞留しないよう、段階的な出入り等の工夫を行う。
 - ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
 - ・ 実行委員が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
- ④ 楽屋、控室、稽古スペース
- ・ 常時換気に努める。
 - ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ⑤ トイレ
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
 - ・ トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ・ ハンドドライヤーや共通のタオルは使用しない。
- ⑥ 来場者の退場時の対応
- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、ゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。
 - ・ 面会等は控えるよう呼び掛ける。

< 開催後の対策 >

- ・ 開催ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し保存するよう努める（保存期間を当面 1 か月以上とする）。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整え、必要な情報提供を行う。

以 上